

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年6月から49年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から52年3月まで
② 昭和60年11月から62年2月まで

私は、申立期間①は、家計には苦しみながらも国民年金保険料を納付し、納付できないときは免除申請をした記憶がある。

また、申立期間②は、60歳になった時に、A市役所の担当者から65歳まで納付すれば年金額が増えると教えてもらったので、引き続き国民年金保険料を納付した。

両申立期間の国民年金保険料について、納付又は免除申請したのに、国の記録では未加入とされているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録では国民年金の未加入期間と記録されているところ、A市が保管する国民年金保険料収納簿では、申立期間①のうち、昭和48年6月から49年3月までの期間については、申請免除期間と記録されていることが確認でき、49年4月から52年3月までの期間については、納付又は免除申請したことが確認できず、オンライン記録とA市の記録に齟齬が見られる。

一方、申立期間①のうち、昭和49年4月から52年3月までの期間については、申立人は国民年金保険料を納付し、経済的に納付できないときは免除申請したとしているところ、申立人の納付時期、納付金額、納

付方法及び免除申請手続の申請時期等の記憶は曖昧である。

また、申立人は、当該期間について、単身で生活しており、一緒に国民年金保険料を納付又は免除申請した者はいないと述べていることから、具体的な証言を得ることができる関係者も見当たらず、保険料の納付又は免除申請状況が不明である。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付又は免除申請したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付又は免除申請したことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、60歳になった昭和60年*月の時点で、国民年金への任意加入手続を行い、それ以前の期間に引き続いて保険料を納付したと申し立てている。

しかし、60歳以降に国民年金に任意加入することができるようになったのは、昭和61年4月からであることから、申立期間②のうち、60年*月から61年3月までの期間は、制度上、国民年金に任意加入することができない。

また、オンライン記録及びA市が保管する国民年金保険料収納簿から、申立人は昭和62年3月13日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間②において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和48年6月から49年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA連合会における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和30年2月1日、資格喪失日は32年2月20日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月ごろから32年12月ごろまで

私は、申立期間において、B株式会社に勤務し、同社の労働組合事務所において諸事務を担当した。

申立期間に係る給与明細書等は保持していないが、B株式会社の社員と同じ待遇であった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述、申立期間当時にB株式会社に勤務していたとする者及びA連合会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者期間が確認できる者の供述から判断すると、申立人が、B株式会社の労働組合であるC労働組合に勤務していたことが確認できる。

また、前述のA連合会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者期間が確認できる者は、「当時は、C労働組合の事務を担当する者は、A連合会で厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、同連合会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が同一で、申立人の旧姓である「D」という氏名の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得年月日は昭和30年2月1日、資格喪失年月日は32年2月20日）が確認できる。

さらに、申立期間当時にB株式会社に勤務していたとする者から、「C労働

組合の事務を担当する者の中で、『D』という氏名の事務員は、申立人以外にいなかった。」旨の供述が得られたところ、A連合会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の旧姓である「D」と同姓同名の厚生年金保険の被保険者は前述の記録以外に確認することができないことから、当該厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和30年2月1日に被保険者資格を取得し、32年2月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA連合会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和28年4月ごろから30年2月1日までの期間及び32年2月20日から同年12月ごろまでの期間については、i) 前述の、申立期間当時にB株式会社に勤務していたとする者及びA連合会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者期間が確認できる者の供述から、申立人の勤務開始時期を特定できる供述が得られないこと、ii) 適用事業所索引簿において、A連合会が厚生年金保険の適用事業所となったのは30年2月1日であり、28年4月ごろから30年2月1日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったこと、iii) A連合会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が32年2月20日に資格を喪失した際、健康保険被保険者証を返納した旨記載されていることが確認できること、iv) 同被保険者名簿において、同日から37年6月1日までの期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は見当たらないことから判断すると、申立人が、当該期間にA連合会において勤務していたこと及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことについて推認することができない。

また、適用事業所索引簿により、C労働組合が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和42年10月13日であり、申立期間において、同労働組合は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月30日から同年12月1日まで

私は、厚生年金保険の被保険者記録について年金事務所に照会したところ、A株式会社B工場に勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

私は、昭和48年4月1日にC株式会社に入社してから、D県などに転勤し勤務していたことはあるが、その間もずっと同社の関連事業所に継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述などから判断すると、申立人は、昭和48年4月1日にC株式会社に入社し、同社の関連事業所であるA株式会社B工場及びA株式会社に継続して勤務し(昭和51年12月1日にA株式会社B工場からA株式会社に異動)、事業主により申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和51年10月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

また、適用事業所名簿によると、A株式会社B工場は昭和51年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所として

の記録が無いところ、複数の同僚が、「申立期間も継続して勤務していた。勤務形態に変更は無く、給与から厚生年金保険料も継続して控除されていたと思う。」と供述していることなどから、同社B工場は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年4月は18万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月及び同年8月は18万円、同年9月及び同年10月は20万円、20年2月は22万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年7月及び同年8月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間のうち平成15年4月から同年10月までの期間については、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについて明らかでないと認められ、20年2月から同年8月までの期間については、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の、申立期間②から⑩に係る標準賞与額については、当該期間のうち、申立期間②については23万円、申立期間③については15万7,000円、申立期間④については30万円、申立期間⑤については25万円、申立期間⑥については29万2,000円、申立期間⑦については17万5,000円、申立期間⑧については17万1,000円、申立期間⑨については18万円及び申立期間⑩については15万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月1日から20年9月25日まで
② 平成15年12月24日
③ 平成16年6月21日
④ 平成16年12月22日
⑤ 平成17年6月21日
⑥ 平成17年12月21日

- ⑦ 平成 18 年 6 月 26 日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑨ 平成 19 年 6 月 21 日
- ⑩ 平成 19 年 12 月 20 日

私は、申立期間①において有限会社Aで勤務していたが、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額より低いと思うので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、当該事業所から支給された賞与のうち、申立期間②から⑩までの期間に係る賞与については、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成 15 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 20 年 2 月から同年 8 月までの期間については、事業主から提出された申立人に係る平成 15 年度及び 20 年度の賃金台帳、及び申立人が所持する 20 年 3 月分から同年 8 月分までの給与明細書によると、申立人は、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、事業主から提出された申立人に係る平成 15 年度及び 20 年度の賃金台帳、及び申立人が所持する平成 20 年 3 月分から同年 8 月分までの給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から、15 年 4 月は 18 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 20 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 18 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 20 万円、20 年 2 月は 22 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 26 万円、同年 5 月は 22 万円、同年 6 月は 20 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 24 万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、当該期間のうち平成 15 年 4 月から同年 10 月までの期間については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

さらに、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、平成20年2月から同年8月までの期間については、事業主が、申立人について賃金台帳から確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ていなかったことを認めており、事業主が保管する申立人に係る平成19年度の賃金台帳において確認できる報酬月額は、19年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において確認できる報酬月額と異なっていることが確認できることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果社会保険事務所は、事業主が保管する申立人に係る賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成12年4月から15年3月までの期間及び同年11月から20年1月までの期間については、事業主から提出された申立人の平成12年度から20年度までの期間に係る賃金台帳において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と比べて同額又は低額であることが確認できることから記録の訂正は行わない。

- 2 申立人は、申立期間②から⑩に係る標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立人の平成15年度から19年度までの期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間②から⑩までの期間において、事業主から賞与の支払いを受け、標準賞与額（申立期間②については23万円、申立期間③については15万7,000円、申立期間④については30万円、申立期間⑤については25万円、申立期間⑥については29万2,000円、申立期間⑦については17万5,000円、申立期間⑧については17万1,000円、申立期間⑨については18万円及び申立期間⑩については15万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を社会保険事務所

に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月及び同年8月

私は、平成3年6月末に会社を退職後、母から勧められ、同年9月初旬ごろ、A市役所に年金手帳を持参の上、国民年金の加入手続を行うとともに同市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の第3号被保険者の資格取得届出状況等から、平成6年10月ごろB市で払い出され、申立人は、6年10月1日に資格取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間に係る納付方法及び納付金額等の記憶は曖昧であるなど、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が所持する年金手帳の国民年金の欄において、初めて被保険者となった日は平成3年7月1日と記載されていることが確認できるものの、同欄に「B市」の押印がされており、申立期間当時、申立人は別の市に居住していたことを踏まえると、B市が、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された6年10月時点で記載したものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め

ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和49年4月からA大学に進学するため、同年3月にB事業所を退職したが、退社時に国民年金の任意加入手続について説明を受けていたので、C市役所で転出手続とともに国民年金の任意加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、C市役所で昭和49年3月に1年分を一括して納付したので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月に、C市役所において国民年金の任意加入手続を行ったと申し立てているが、その時点では、申立人は厚生年金保険の被保険者であり、学生ではないことから、同年4月からの任意加入手続を行うことはできない上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、C市において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、住所をD市に移動したと述べていることから、D市における申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を調査したが、同市においても同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録においても、申立人の同手帳記号番号は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の保険料を一括納付したとしているが保険料額について曖昧であるなど、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から39年2月までの期間及び40年8月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から39年2月まで
 : ② 昭和40年8月から44年3月まで

父（昭和53年死亡）が、私が老後に老齢年金を受給できるようにと国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を私の普通預金口座から、申立期間②の国民年金保険料をA銀行B支店で納付してくれた。

詳細は覚えていないが、申立期間を国民年金の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年12月9日にC市で申立人の妻と連番で払い出されており、申立人は36年4月1日にさかのぼって資格取得していることが確認でき、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年12月時点では、申立期間①及び申立期間②のうち40年8月から42年9月までの期間の国民年金保険料については、時効期限が到来しているため、保険料

を納付することができない。

さらに、C市が国民年金保険料を同市の指定金融機関から口座振替により納付することを開始した時期は、昭和 52 年 4 月からであり、申立人の申立内容には齟齬^{そご}がみられる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする父は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況について確認することはできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年1月まで
昭和45年9月30日にA市内の会社を退職後、老後のことを考え、同年10月にA市役所B出張所において国民年金への加入手続をし、納付記録のあるA市C町へ転居するまでの間、B出張所の年金取扱窓口において国民年金保険料を納付したのに、申立期間が未加入期間と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和45年10月に国民年金へ加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年2月ごろにA市において払い出され、申立人の国民年金被保険者台帳により、同年2月1日に国民年金の資格を取得していることが確認できる上、申立人にA市において別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、A市役所B出張所において、加入手続及び納付を行ったと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続及び納付した際の住所地は、申立人の国民年金被保険者台帳にA市C町と記載されており、申立内容と一致しない上、申立人の加入手続の時期や納付場所に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月ごろから 41 年 4 月ごろまで
私は、昭和 40 年 4 月ごろから約 1 年間において、A 公共職業安定所に紹介された B 社に勤務し、C の業務に従事していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B 社の事業主の妻は、「B 社は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことは無い。」と供述しているところ、適用事業所原簿において、B 社及び B 社と類似名称の事業所が、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

また、当時の事業主は死亡しており、申立人は、同僚の氏名等を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における申立事業所での勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 52 年 3 月 17 日まで

私は、昭和 48 年 4 月 1 日に A 株式会社船員として勤務を開始し、初任給は 20 万円であったと記憶しているのに、同年 4 月の標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されている上、その後、給与支給額が増加したにもかかわらず、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されている。

船員手帳は所持していないが、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社は保管する申立人の「船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「船員保険被保険者標準報酬改定通知書」によれば、同社は、申立人の標準報酬月額について、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間は 9 万 8,000 円、同年 4 月から 50 年 3 月までの期間は 14 万 2,000 円、同年 4 月から 51 年 3 月までの期間は 18 万円、同年 4 月から 52 年 1 月までの期間は 20 万円とする届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが確認でき、当該標準報酬月額は、申立人の同社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A 株式会社は、「当社と B 組合との協定により、大学卒業扱いであった申立人の初任本給は 5 万 8,700 円であった。」と回答しているところ、同社が保管する同社と B 組合との協定書によると、昭和 48 年 4 月 1 日時点において、同社における大学卒の採用初任本給は 5 万 8,700 円であったことが確認できる。

さらに、A株式会社は、「給与台帳は既に廃棄しており不明であるが、初任給で20万円支給されたという申立人の給与の中には、乗船時にのみ支給される乗船手当が含まれていると思われる。当社では、船員保険の標準報酬月額を、『汽船告示による算定方法』（昭和34年7月28日付厚生省告示第233号）により、基本給と乗船手当などを合算した年収総額を考慮した計算式により算出していたので、実際の給与支給額と標準報酬月額は異なる。」と回答しているところ、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「乗船時と下船時とで給与額に変動があったので、標準報酬月額は1年間を通算して算出していたと聞いている。」と供述していることから判断すると、同社では、船員保険の標準報酬月額を、「汽船告示による算定方法」により算出していたと推認され、給与月額と標準報酬月額とは必ずしも一致しないことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額を検証しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらず、複数の同僚は、同社における自身の標準報酬月額について、「記録されている標準報酬月額に誤りがあるとは思わない。」と回答している上、申立人及び同僚の標準報酬月額がさかのぼって訂正されるなどの不自然な形跡も見受けられない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、初任給が20万円であったのに、A株式会社における資格取得時の標準報酬月額が最低等級の9万8,000円となっているのは納得できないと主張しているが、申立人が資格取得した昭和48年4月における船員保険の標準報酬月額の最低等級は1万2,000円である上、同最低等級が9万8,000円となったのは平成13年1月である。

山口厚生年金 事案 913 (事案 422 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月3日から34年10月14日まで
私は、申立期間についてA市のアメリカ軍キャンプで勤務していたが、途中からB市のアメリカ軍キャンプに異動した。

勤務内容は、B市のアメリカ軍キャンプの連絡係として、Cの業務を行うというものであった。

申立期間について、年金記録確認第三者委員会に厚生年金保険の被保険者記録の訂正を求めたところ、記録の訂正が認められなかった。

前回の申立ての時には思い出せなかったが、今回、私が申立期間後に事業を始めた際、社会保険事務所(当時)に年金記録について照会したところ、駐留軍に関する記録があったとの回答を得たことを思い出した。

以上のことから申立期間において勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 昭和27年4月28日にサンフランシスコ平和条約の発効によって進駐軍(連合軍)による占領は終結し、29年12月にB市のアメリカ軍キャンプは自衛隊基地となり、D県E課では、申立期間当時は多数のキャンプ従業員が退職するなど駐留軍に関する業務を縮小する時期であったことがうかがわれること、ii) 申立期間に申立人と一緒にアメリカ軍キャンプで勤務していたとする複数の同僚は、申立期間において他の事業所で厚生年金保険に加入しており、当該同僚の全員が「申立人が申立期間に勤務していたか否か記憶に無い。」と述べていることなどから、申立人の申立期間の勤務状況を確認することができない

などとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「事業を興した時、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、担当の職員から『駐留軍の記録はある。あと少し保険料を払えば満額の年金がもらえる。』との説明を受けたことを思い出したので、その時には申立期間の記録はあったはずである。」と述べているが、申立人は、当該社会保険事務所の職員の氏名及び説明を受けたとする時期等を覚えていない上、D 県 E 課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録がさかのぼって訂正されるなど不自然な形跡は認められず、申立内容について確認することはできない。

また、D 県 E 課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に昭和 30 年ごろに厚生年金保険被保険者資格を喪失した 15 人に照会したところ、回答があった 12 人全員が、自身の厚生年金保険の被保険者記録について「間違い無い。」と回答しており、一人は「人員整理のうわさが流れ自発的に退職した。」、二人は「退職を勧奨されて退職した。」、残りの 9 人は「解雇された。」と回答しており、このうち、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人とは通勤の行き帰りに顔を合わす程度で、申立人の勤務期間についての具体的な記憶は無いが、私は、昭和 31 年 2 月 16 日に駐留軍の仕事を解雇された。」と回答しているところ、前述の被保険者名簿において、当該同僚は、昭和 31 年 2 月 17 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、昭和 29 年 2 月 15 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、34 年 6 月に資格を喪失していることが確認できる者は、「私は、アメリカ軍の F に関する専門的な知識を持っていたため、継続して雇用されていたが、G の技術や技能が無かった者は、昭和 30 年ごろに解雇されたのではないかと思う。」と供述しているなど、申立人が申立期間において、当該事業所において継続して勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができず、他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月1日から28年3月1日まで
② 昭和28年10月5日から29年11月30日まで
で

私は、年金事務所に、厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、両申立期間の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間①については、A株式会社B支社C営業所で採用され、当該事業所を合併したD株式会社（現在は、E株式会社）F支社に継続して勤務していたが、私の厚生年金保険の被保険者記録を見ると、D株式会社F支社における7か月間の被保険者記録（昭和28年3月1日取得、同年10月5日喪失）しか無い。

また、申立期間②についても同社F支社に引き続き勤務していたはずなので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の上司や同僚は、いずれも既に死亡又は連絡先不明となっており、A株式会社B支社C営業所及びD株式会社F支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から両申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の同僚に照会したが、いずれの者も申立人を記憶しておらず、申立人が両申立期間において勤務していたことを確認することができない。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、申立期間①におけるA株式会社B支社C営業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち一人は、「入社と同時に加入する取扱いではなかった

のだと思う。」と供述しているところ、旧台帳から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、当該同僚が供述する勤務の開始時期と一致していないことから判断すると、A株式会社B支社C営業所の事業主は、当時、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、両申立期間について、E株式会社は、「両申立期間当時の資料が無く、申立人の在籍期間や厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答していることから、申立人の両申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、昭和27年3月1日から29年11月30日までの期間においてA株式会社B支社C営業所に入社し、当該事業所及びD株式会社F支社に勤務していたとしているが、適用事業所名簿において、D株式会社F支社は、昭和27年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同日から28年2月28日までの期間、及び申立期間②における同社F支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は見られない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、当該旧台帳の記録は、前述の被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

このほか、両申立期間において、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が両申立期間において各事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 58 年 9 月 29 日まで

私は、A株式会社のBというC業のD職として勤務していた期間の給与月額は約 30 万円から 35 万円だったが、ねんきん定期便では、申立期間の標準報酬月額が 22 万円と記録されており、実際の給与月額よりかなり少なくなっているため、申立期間の標準報酬月額を実際の報酬月額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載に不自然な形跡は無く、当該被保険者原票に記載された標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、適用事業所名簿において、A株式会社は、昭和 55 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、前述の被保険者原票において、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額を検証しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人は給与明細書等の関連書類を所持しておらず、A株式会社は、商業登記簿において、既に解散していることから、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を確認することができない。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から、申立期間当時、支給されていた給与額がオンライン記録上の標準報酬月額

と一致していないとの供述は得られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。